

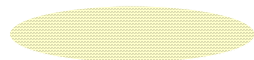
## (1) 森林吸収源対策

### 京都議定書で森林吸収源と認められる森林(京都議定書3条3項、4項)

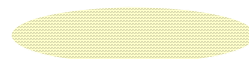
京都議定書で認められる森林は、1990年以降の人為活動が行われた森林で、「新規植林」、「再植林」、「森林経営」によるもののみ。新たな森林造成の可能性が限られている我が国においては「森林経営」による吸収量が大宗を占めることになる。

#### ○ 新規植林: 過去50年来森林がなかった土地に植林

対象地域はごくわずか



1962年



1990年



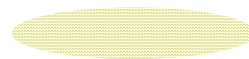
2012年

#### ○ 再植林 : 1990年時点で森林でなかった土地に植林

対象地域はごくわずか



1962年



1990年



2012年

#### ○ **森林経営**: 持続可能な方法で森林の多様な機能を十分に発揮するための一連の作業

人為活動の確保が課題



1962年



1990年



2012年

※ 過去に植林を進めてきた国については、新たな土地に植林する余地は乏しいが、これからも温暖化対策に貢献しうる点を評価し「森林経営」も組み込むこととされた。

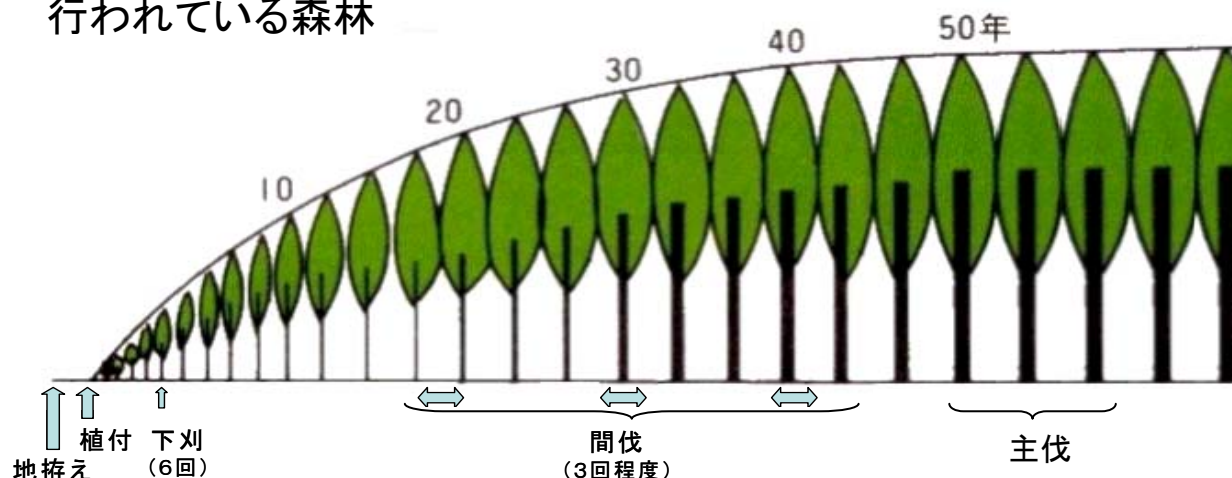
## ●我が国の森林経営の考え方とその対策の方向

森林吸収源として京都議定書上の算入の対象になるのは、全森林のうち「森林経営」されているものに限定される。我が国の森林経営の考え方については、京都議定書等に基づき、森林経営の現状等を踏まえ、育成林、天然生林について、以下のように整理。  
(平成18年8月30日に条約事務局へ考え方を報告)

### <森林経営の考え方>

#### 育成林

「森林を適切な状態に保つために1990年以降に行われる森林施業(更新(地拵え、地表かきおこし、植栽等)、保育(下刈、除伐等)、間伐、主伐)」が行われている森林



### <対策の方向>

間伐等の森林整備を推進し、森林経営対象森林の割合を増やす。

#### 天然生林

「法令等に基づく伐採・転用規制等の保護・保全措置」が講じられている森林

保安林指定を推進するなど保護・保全措置がとられている天然生林を増やす。

## ● 1300万炭素トン確保のため追加整備が必要な森林面積(試算) (2005年時点で見込まれる「森林吸収源算入対象森林」と当該森林における吸収量)

1300万炭素トン確保のためには、110万炭素トンの更なる確保が必要。

○ 育成林～実地調査等により、樹種別、齢級別に「森林吸収源算入対象森林」の割合を把握～

① 1990年(H2)以降間伐等の手入れがされており、第1約束期間最終年の2012年(H24)までに新たな森林施業を行わなくても「算入対象森林」となるもの  
450万ha

② 現在の森林整備状況を踏まえ、現行の予算水準を前提に、新たな森林・林業基本計画に基づく森林づくりなど、コストダウンを図りながら、間伐等の手入れを行うことによって、2006～2012年(H18～24)の7年間で「算入対象森林」となるもの  
225万ha

450万ha+225万ha

=675万haにおける炭素吸収量

： 910万炭素トン

110万炭素トン  
の更なる確保が必要

$1300 - (910 + 280) = 110$

○ 天然生林

法令等に基づく伐採・転用規制等保護・保全措置がとられている面積

・2008年(H20)までに国有林を中心として保安林面積の拡大に最大限努力し、現在の見込みの590万haから70万haを追加(合計:660万ha)

毎年20万ha、  
6年間で120万haの  
森林整備の追加が必要

660万haにおける炭素吸収量

： 280万炭素トン

# 美しい森林づくり推進国民運動について

## 経緯

- 19年 2月 9日 閣僚懇談会での総理指示  
「政府一体となって『美しい森林づくり』に取り組んでいく必要がある」
- 2月23日 内閣官房長官主宰の「美しい森林づくりのための関係閣僚による会合」
- 3月29日 第1回関係省庁連絡会議(議長:内閣官房副長官補)
- 6月 1日 第1回「美しい森林づくり全国推進会議」(代表:出井伸之クオインタムリープ(株)代表取締役)の設立  
全国推進会議と内閣総理大臣との意見交換会
- 7月 6日 第2回関係省庁連絡会議
- 10月 2日 地球温暖化対策推進本部  
「京都議定書目標達成計画の見直しに向けた基本方針」において、森林吸収源対策として「美しい森林づくり推進国民運動」の展開を決定



全国推進会議で挨拶する出井代表

## 推進体制

美しい森林づくりのための関係閣僚による会合

- 官房長官主宰により必要に応じ開催
- 運動の基本方針の決定

政府全体で取組むメッセージを国民に発信

「美しい森林づくり推進国民運動」に関する関係省庁連絡会議

(関係省庁)

- 内閣官房 ○総務省 ○文部科学省
- 厚生労働省 ○経済産業省
- 国土交通省 ○環境省 ○農林水産省

農林水産省「美しい森林づくり推進国民運動」推進本部

○本部長 : 農林水産大臣

美しい森林づくり全国推進会議

- 代表:出井伸之(クオインタムリープ(株)代表取締役)
- 事務局長:宮林茂幸(東京農業大学教授)
- 設立発起人:134人
- 構成団体:(社)経団連、(社)日本医師会、(財)ボーイスカウト日本連盟など49団体

◎企業による森林づくり、森林ボランティア活動、森林環境教育、木づかい運動等をテーマにしたシンポジウムを開催

美しい森林づくり地方推進組織

○地方レベルの産業界、環境団体、教育団体、医療団体、労働団体、NPO等各界の団体により構成

◎企業による森林づくり、森林ボランティア活動、森林環境教育、木づかい運動等をテーマにしたシンポジウムを開催

## 情報サイト

### ◎始まっています。美しい森林づくり推進国民運動

美しい森林づくり推進国民運動の総合情報Webサイト

<http://www.rinya.maff.go.jp/utsukushiimoridukuri.html>

- ・「美しい森林づくりニュース」のバックナンバー
- ・「美しい森林づくりニュース」を読むために(メールマガジンの登録)
- ・真鍋かをりさんがナビゲートする「美しい森林づくり推進国民運動」の番組など(5本)  
<http://nettv.gov-online.go.jp/channel.html?c=22> (政府インターネットテレビ)

### ◎美しい森林づくり全国推進会議

「美しい森林づくり全国推進会議」のWebサイト

<http://www.b-forest.org/>

### ○関連サイト

森林ボランティアの募集、緑の募金などについて

<http://www.green.or.jp/index.html> ((社)国土緑化推進機構のWebサイト)

## 運動内容

### ◎森林所有者に対する取組み

- ・農山村地域での働きかけ(森林組合を中心に、自己所有林の現状把握と具体的施業計画の策定の推進)
- ・不在村者(327万haを所有)に対する「自分の山再発見運動」の呼びかけ

### ◎幅広い国民の参画

- ・民間企業に対する協力の呼びかけ  
(社内外ボランティアの森林づくり、自社所有林の整備による森林づくり、基金等を活用した森林づくりの推進)
- ・NPOと連携した取組  
(森林ボランティア活動への国民参加の呼びかけ、森林環境教育の推進)
- ・農山村住民への働きかけ  
(里山整備の推進)

### ◎「木づかい運動」の推進

- ・国産材利用の拡大

# 美しい森林づくり推進国民運動の目標とこれまでの取組について

## 運動の目標

- ① **毎年55万ha、計330万haの間伐を推進**  
(京都議定書森林吸収目標の達成)

<育成林1140万haの状況>

間伐対象外齢級 約210万ha

奥地等間伐当面困難 約200万ha

**2007～12年の  
6年間に間伐  
約330万ha**

当面間伐必要なし  
(既に適正な状況)  
約400万ha

間伐対象森林  
約8割を適正な状況に

- ② 更に、**100年先を見据え**長伐期化、  
針広混交林化、広葉樹林化等**多様な森  
林づくりを推進**

## 330万haの根拠

京都議定書第1約束期間(2008～2012年)において、森  
林吸収量1300万炭素トンの確保が目標

### ●森林吸収量の現状

#### ○育成林

現在の森林整備の水準で推移した場合、森林吸収源として対象と  
なる育成林  
675万haが対象→910万炭素トンの吸収量

#### ○天然生林

国有林を中心として保安林面積の拡大に最大限努力した場合、  
森林経営の対象となる森林  
660万haが対象→280万炭素トンの吸収量

→1300万-(910万+280万)=110万.....

1300万炭素トンの達成のためには、110万炭素トン  
の更なる確保が必要

110万炭素トンの確保のためには、**2007～2012年  
の6年間で毎年20万ha、120万haの追加的な森林  
整備**(間伐が最も効果的かつ効率的)**が必要**

**現在の森林整備の水準で推移した場合に見込まれる面積  
と合わせ、毎年55万ha(6年間で計330万ha)の間伐の  
実施が必要。**

## これまでの取組

### ◎不在村森林所有者への呼びかけ

- ・不在村者の所在の確定と、ふるさと森林会  
議への参加要請(全国27か所)
- ・司法書士団体との連携  
(全国19,000会員対象)

### ◎民間企業に対する協力の呼びかけ

- ・全国推進会議のHPを活用した情報提供
- ・CSR活動を掘り起こす企業訪問(個別50社)

### ◎農山村地域での運動の展開

- ・団塊世代の森林所有者への施業研修会の  
開催(現在11道県)
- ・施業意欲が低下した森林所有者への働き  
かけ(現在全国で135グループが実施)
- ・農業新聞を活用した呼びかけ(10月16日)

### ◎森林ボランティア活動の呼びかけ NPOとの連携強化

- ・ボランティア活動の参加を呼びかけるパンフ  
レットの配布
- ・国土緑化推進機構のHPを通じた 情報提供

### ◎木材利用活動の展開

- ・木づかい月間(10月)を中心に運動を展開
- ・企業向けシンポジウム等を開催(全国6か所)
- ・間伐材の利用拡大に向けた取組を推進  
(シンポジウム、間伐・間伐材利用コンクール)

### ◎国有林における取組

- ・全国子どもサミット等、各種イベント等の機  
会を通じた運動のPR  
(延べ5万人以上が参加)
- ・会議等の機会を通じた運動のPR(40回)

### ◎広報・イベントの展開

- ・「美しい森林づくりニュース」発行  
(10万部を突破)
- ・各種メディア等で特集  
(aff、林野、インターネットTV)
- ・「ふるさと食品全国フェア」など他部局との  
連携

### ◎省幹部による全国キャラバン

- ・都道府県が主催する植樹祭等への参加  
(8県)
- ・地方推進組織設立行事への参加  
(澤政務官[栃木]10月16日等)
- ・全国育樹祭関連意見交換会の開催  
(若林大臣[熊本]11月3日、4日)

## 「美しい森林づくり全国推進会議」について

### 1 趣旨

これまでの先人の努力により育まれてきた我が国の森林を次の世代に引き継いでいくため、民間主導による美しい森林づくりに向けた運動を全国的に展開する。

### 2 会議の構成・運営

#### (1) 代表

出井伸之（ソニー（株）最高顧問）

#### (2) 事務局長

宮林茂幸（東京農業大学教授）

#### (3) 構成員

NPO法人、公益法人、林業関係団体ほか

### 3 主な活動内容

美しい森林づくりに向けて、国民に対して、森林づくりへの参加、緑の募金への協力、職場や暮らしの中での木材利用などを働きかけを行う。

### 4 活動実績

第1回「美しい森林づくり全国推進会議」を開催

#### (1) 設立総会

日 時：平成19年6月1日（金）15:15～16:00

場 所：東京グリーンパレス

参加者：出井代表、構成員等

内 容：①「代表」の承認

②「美しい森林づくりのための行動宣言」の採択

#### (2) 政府との意見交換会

日 時：平成19年6月1日（金）17:00～17:30

場 所：首相官邸大ホール

参加者：設立総会出席者（約130名）

内閣総理大臣、官房長官、関係閣僚ほか

内 容：会議の設立及び取組の方向についての報告。運動を進めていくための意見交換

## 美しい森林づくりのための行動宣言

森林は、私たちのくらしの礎です。

それは今も昔も、未来も変わりません。森林は、水をかん養します。生活に必要な基礎素材を持続的に生産します。心身を癒してくれます。伝統文化を育んできました。ふるさとの風景をつくります。多様な生き物たちのすみかです。二酸化炭素の吸収源として、地球温暖化防止の役割もクローズアップされてきました。

緑の多様な働きのすべてを市場価値で計ることはできませんが、私たちが生きていくうえで欠かすことのできない人類共有の財産です。

しかし、その緑が活力を失いかけています。

先人たちの努力により、今も国土の7割近くが森林に覆われていますが、木々の手入れ不足が目立ってきました。山村の人口が減り、森林の働き手も足りません。せっかく育てた木材も使われずに放置されています。里山の野生動物にも異変が起っています。

どうしたら、美しい森林を再生できるのでしょうか。

みんなで知恵を出し、行動を開始しなければなりません。森林づくりに励む人々に、元気を取り戻してもらいましょう。都市住民・企業も森林に目を向けましょう。生活に木を取り込み、森林のくらしを見直しましょう。

豊かな森林の恵みを引き出し、科学技術と自然が共存する新たな文化とライフスタイルを築くために、「伝えよう木の文化、残したい美しい森」を合言葉に次のような行動に取り組みたいと思います。

- 1 幅広い国民の参加を得ながら多様で活力のある森林づくりを進めます。
- 2 科学技術を生かした新たな利用開発を行うなど国産材の活用に取り組みます。
- 3 快適で、環境にもやさしい「木のあるくらし」「国産材を使うくらし」を広げていきます。
- 4 都市と山村の交流・協力に努めます。
- 5 森林づくりを進める地域と人々を励ますボランティア活動を促していきます。
- 6 多様な生物の保全と次代を担う青少年の環境教育に力を注ぎます。

平成19年6月1日